



埼玉労働局発表
令和元年 12 月 26 日

【照会先】
埼玉労働局職業安定部
職業対策課長 宮内 直利
職業対策課長補佐 吉澤 久雄
地方障害者雇用担当官 榊田 由香
(電 話) 048(600)6209

報道関係者 各位

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省埼玉労働局（局長 木塚欽也）では、このほど、埼玉県内に本社をおく民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.2%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は 15,478.0 人、対前年 6.7%（973.5 人）増加
 - ・実雇用率 2.22%、対前年比 0.07 ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は 48.8%（前年比 2.7 ポイント上昇）

<公的機関>（同 2.5%、埼玉県等の教育委員会は 2.4%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。
 - ・埼玉県の機関〔6〕：雇用障害者数 293.0 人（273.5 人）、実雇用率 2.69%（2.61%）
 - ・市町村の機関〔95〕：雇用障害者数 1142.5 人（1072.5 人）、実雇用率 2.36%（2.42%）
 - ・埼玉県等の教育委員会〔3〕：雇用障害者数 595.0 人（543.0 人）、実雇用率 1.64%（1.75%）

<地方独立行政法人など>（同 2.5%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
 - ・雇用障害者数 8.5 人（8.0 人）、対前年 6.3%（0.5 人）増加
 - ・実雇用率 2.08%、対前年比 0.11 ポイント上昇

※〔 〕は機関数

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は15,478.0人で、前年より973.5人増加（前年比6.7%増）し、17年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,128.5人（対前年比8.0%増）、知的障害者は5,056.0人（同6.3%増）、精神障害者は2,293.5人（同3.4%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、8年連続で過去最高の2.22%（前年は2.15%）、法定雇用率達成企業の割合は48.8%（同46.1%）であった。

※参考

	令和元年	平成30年	対前年増減
雇用障害者数	15,478.0人	14,504.5人	973.5人
実雇用率	2.22%	2.15%	0.07
法定雇用率達成企業割合	48.8%	46.1%	2.7

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
雇用率	1.62%	1.71%	1.80%	1.86%	1.93%	2.01%	2.15%	2.22%
全国順位	39位	35位	31位	33位	30位	28位	25位	24位

〔総括表1、グラフ1、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で1,743.5人（前年は1,613.5人）、100～300人未満で4,223.5人（同4,104.5人）、300～500人未満で1,662.0人（同1,441.0人）、500～1,000人未満で1,846.5人（同1,661.0人）、1,000人以上で6,002.5人（同5,684.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で1.45%（前年は1.40%）、100～300人未満で2.29%（同2.25%）、300～500人未満で2.35%（同2.22%）、500～1,000人未満で2.14%（同2.02%）、1,000人以上で2.54%（同2.45%）であり、全ての企業規模で前年を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満が43.4%（前年は41.0%）、100～300人未満が55.6%（同53.9%）、300～500人未満が49.8%（同39.6%）、500～1,000人未満が47.1%（同40.9%）、1,000人以上が64.4%（同61.6%）となり、全ての規模の区分で前年より増加した。

〔グラフ2①・②、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「宿泊業、飲食サービス業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「宿泊業、飲食サービス業」（3.01%）、「医療、福祉」（2.72%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（2.41%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ3①・②、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和元年の法定雇用率未達成企業は1,786社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、70.9%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は1,132社であり、未達成企業に占める割合は、63.4%となっている。

〔詳細表1(5)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 埼玉県の間関（法定雇用率2.5%）

埼玉県の間関に在職している障害者の数は293.0人で、前年より7.1%（19.5人）増加しており、実雇用率は2.69%と、前年に比べ0.08ポイント上昇した。

埼玉県の間関は6間関全て達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、3(1)①〕

(2) 市町村の間関（法定雇用率2.5%）

市町村の間関に在職している障害者の数は1,142.5人で、前年より6.5%（70.0人）増加しており、実雇用率は2.36%と、前年に比べ0.06ポイント減少した。

95間関中62間関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、3(1)②〕

(3) 埼玉県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

埼玉県等の教育委員会に在職している障害者の数は595.0人で、前年より9.6%（52人）増加しており、実雇用率は1.64%（埼玉県教育委員会は1.58%、市町村教育委員会は1.97%）と、前年に比べ0.11ポイント減少した。

3間関中1間関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)、3(2)〕

＜総括表＞

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数/企業数	⑤ 達成割合
民間企業	人 698,006.0 (676,020.5)	人 15,478.0 (14,504.5)	% 2.22 (2.15)	1,700 / 3,486 (1,549 / 3,362)	% 48.8 (46.1)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の間関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
計	人 10,877.0 (10,459.0)	人 293.0 (273.5)	% 2.69 (2.61)	6 / 6 (5 / 6)	% 100.0 (83.3)
知事部局	人 7,416.5 (7,202.5)	人 203.0 (192.5)	% 2.74 (2.67)	1 / 1 (1 / 1)	% 100.0 (100.0)
その他の機関	人 3,460.5 (3,256.5)	人 90.0 (81.0)	% 2.60 (2.49)	5 / 5 (4 / 5)	% 100.0 (80.0)

(2) 市町村の間関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
市町村の間関	人 48,402.5 (44,324.0)	人 1,142.5 (1,072.5)	% 2.36 (2.42)	62 / 95 (78 / 97)	% 65.3 (80.4)

※市町村の間関のうち未達成であった機関のうちの7機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
計	人 36,185.0 (30,962.0)	人 595.0 (543.0)	% 1.64 (1.75)	1 / 3 (1 / 3)	% 33.3 (33.3)
埼玉県 教育委員会	人 30,264.5 (25,936.5)	人 478.5 (430.5)	% 1.58 (1.66)	0 / 1 (0 / 1)	% 0.0 (0.0)
市町村 教育委員会	人 5,920.5 (5,025.5)	人 116.5 (112.5)	% 1.97 (2.24)	1 / 2 (1 / 2)	% 50.0 (50.0)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	人 408.5 (406.5)	人 8.5 (8.0)	% 2.08 (1.97)	1 / 2 (1 / 2)	% 50.0 (50.0)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

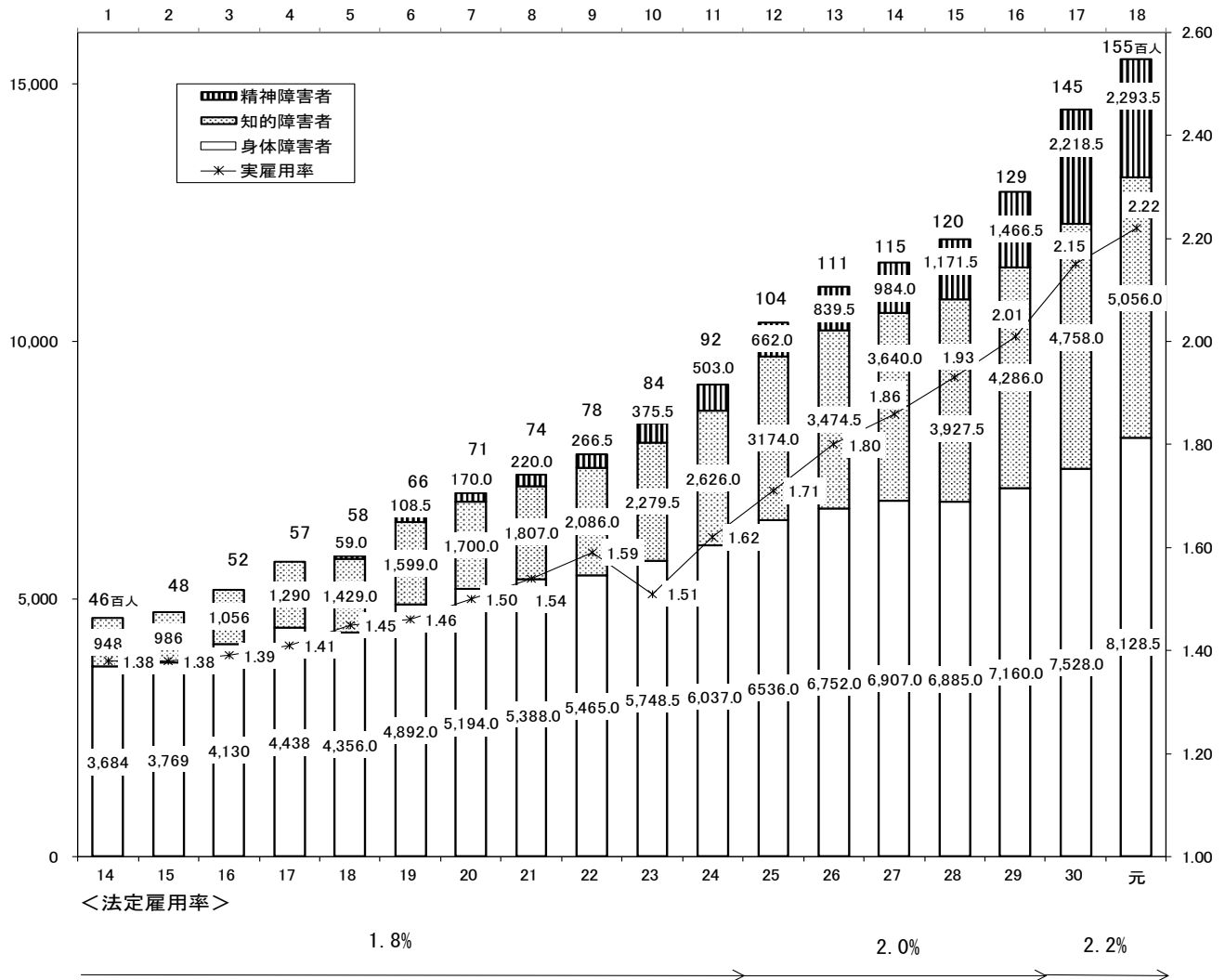
グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

1 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<障害者の数（人）>

<実雇用率（％）>



注 1：雇用義務のある企業（平成 24 年までは 56 人以上規模、平成 25 年から平成 29 年までは 50 人以上規模、平成 30 年以降は 45.5 人以上規模の企業）についての集計である。

注 2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17 年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成 18 年以降
 平成 22 年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

平成 23 年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者（※）
 （精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

※ 平成 30 年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分とカウントしている。

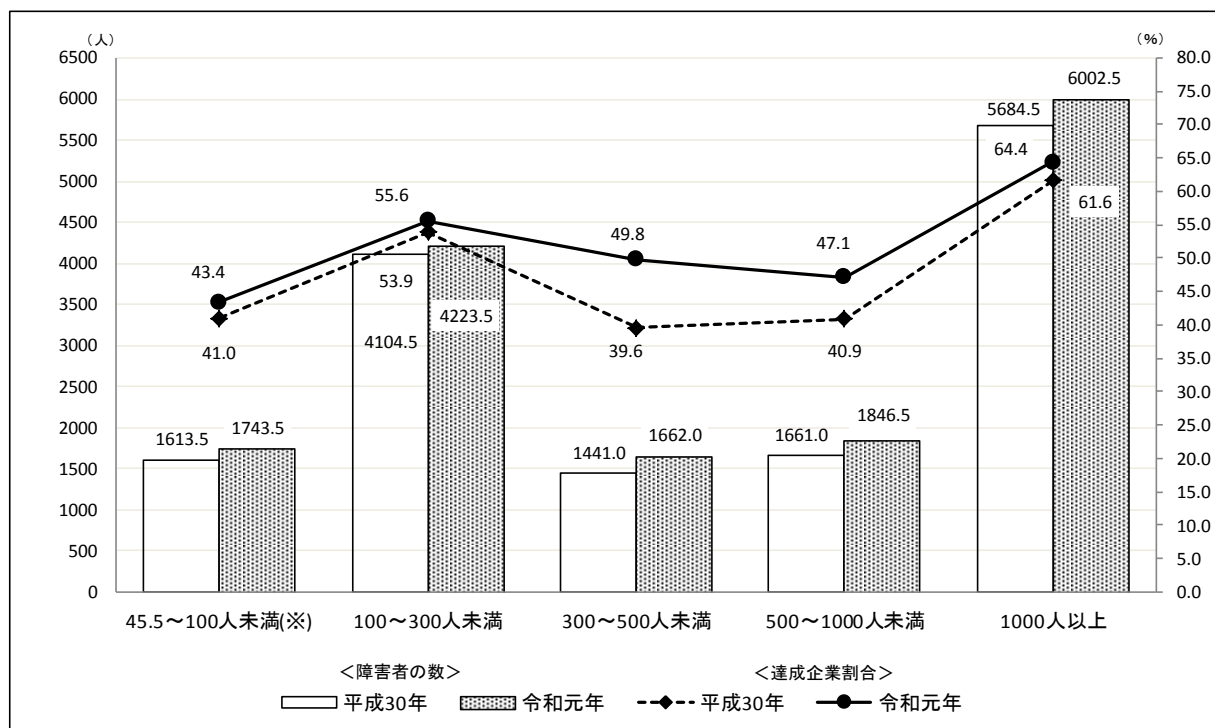
① 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に採用された者であること

② 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

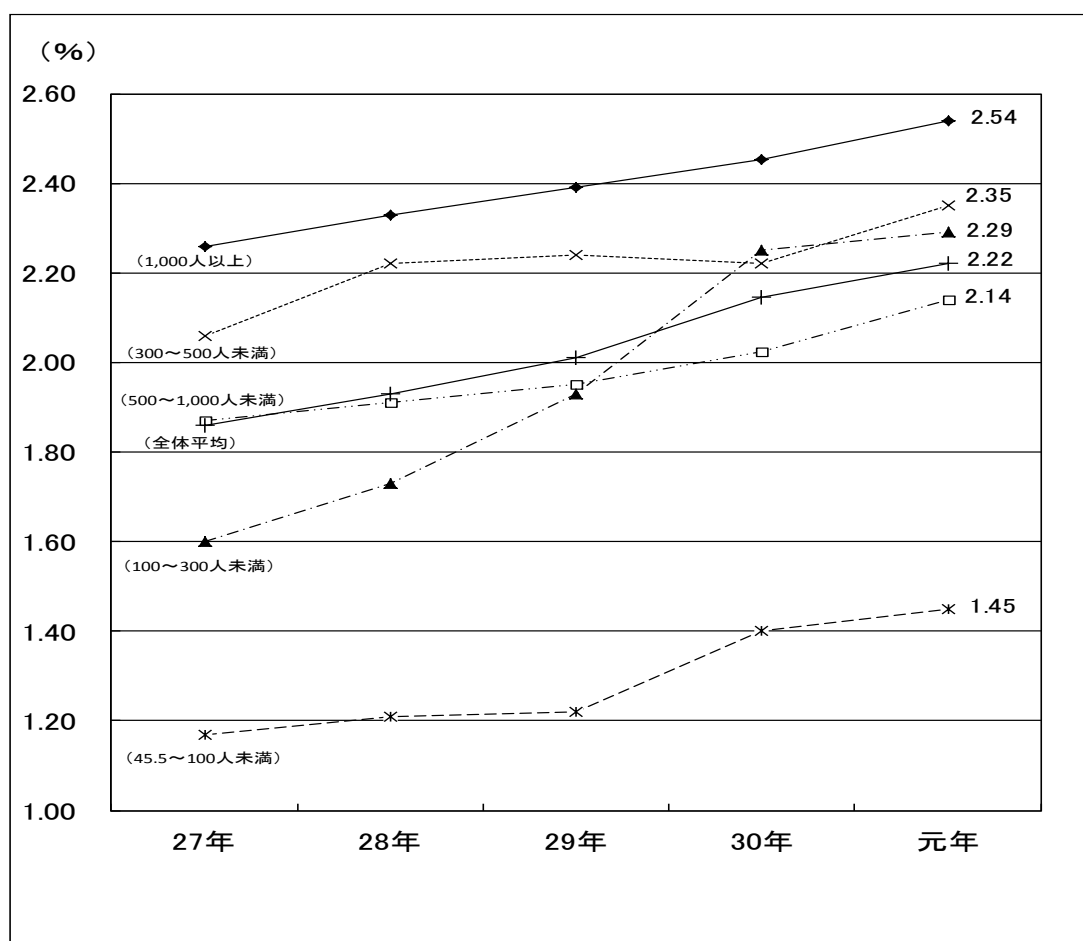
注 3：法定雇用率は平成 24 年までは 1.8%、平成 25 年 4 月以降平成 29 年までは 2.0%、平成 30 年 4 月以降は 2.2%となっている。

2 企業規模別状況

① 雇用されている障害者の数、達成企業割合

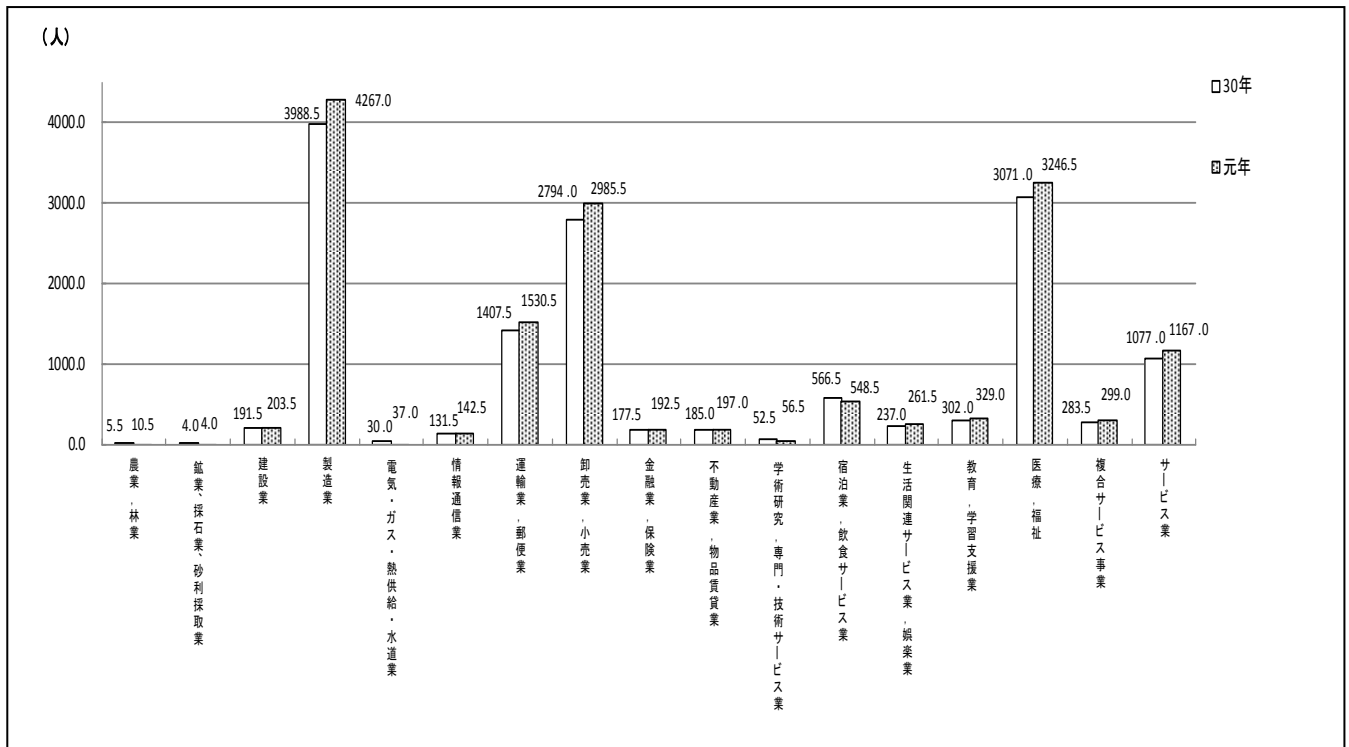


② 実雇用率

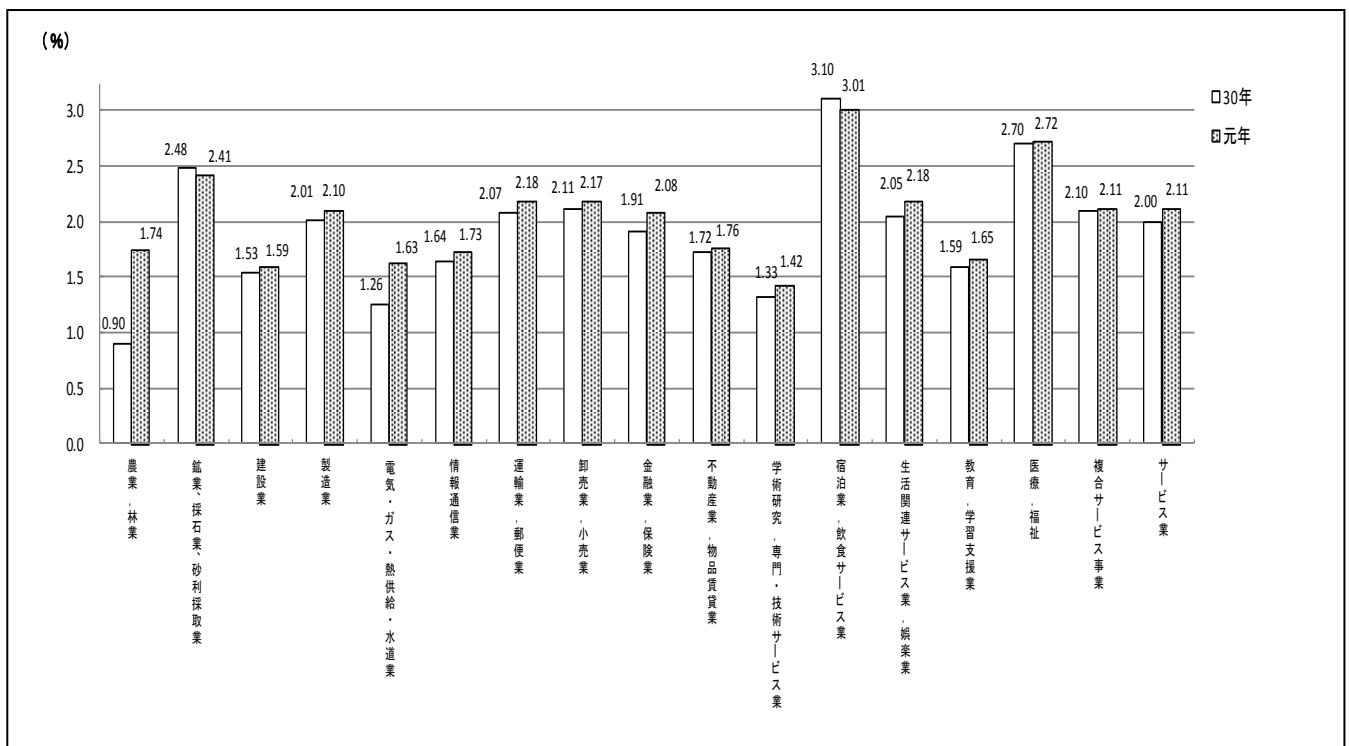


3 産業別状況（漁業は対象企業がないため、下記から除外）

① 雇用されている障害者の数



② 実雇用率



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | …… | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 4em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>一般の民間企業 …………… 2. 2%〔2. 0%〕
 （45.5人〔50人〕以上規模の企業）</p> <p>特殊法人等 …………… 2. 5%〔2. 3%〕
 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 2em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等</p> </div> </div> </p></div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 5%〔2. 3%〕
（40人〔43.5人〕以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 4%〔2. 2%〕
（42人〔45.5人〕以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

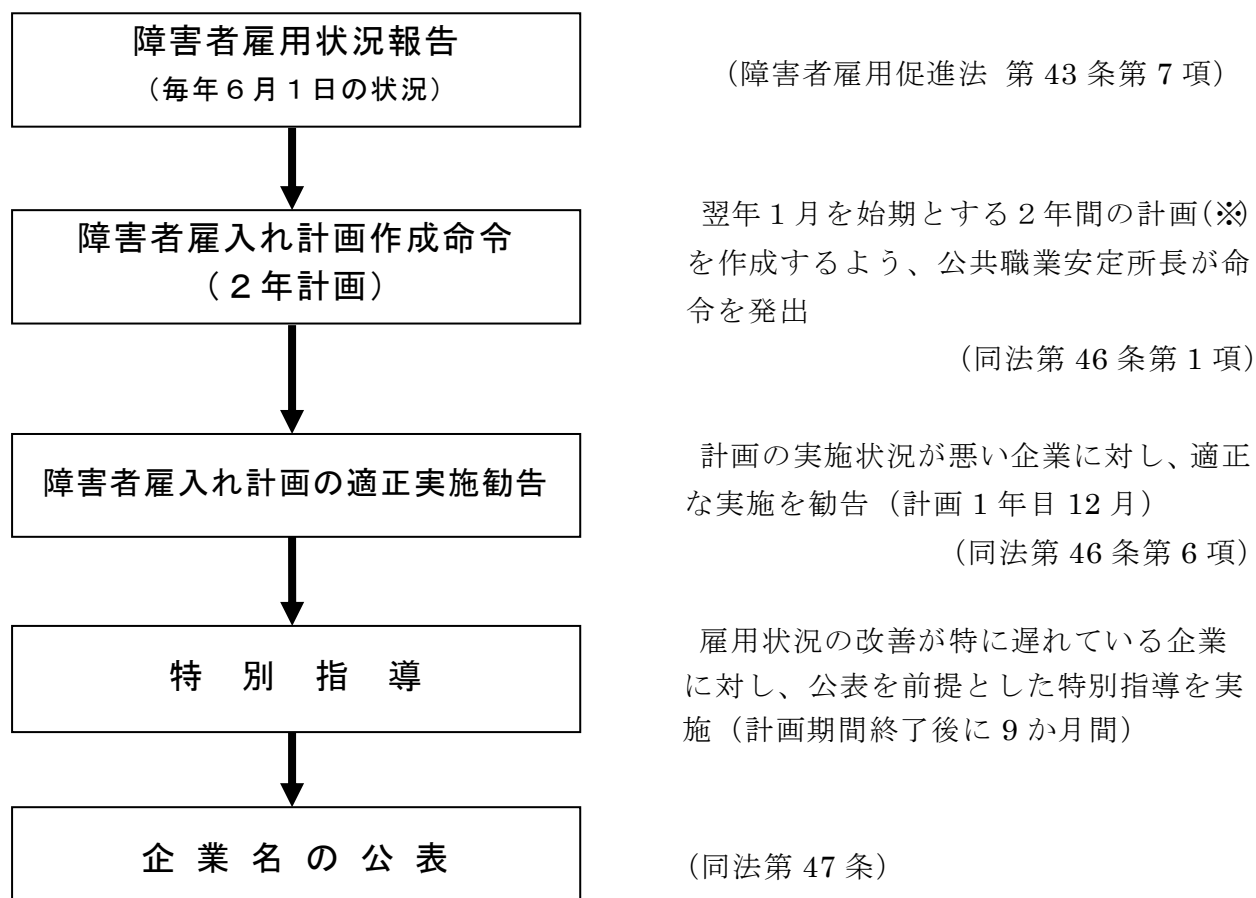
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成30年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 36社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 2社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 24社(30年度)
- 企業名の公表
22年度 1社(再公表)

※ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

< 詳細表 >

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 F、うち新規雇用分	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者		B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
民間企業	企業 3,486 (3,362)	698,006.0 (676,020.5)	人 3,230 (3,021)	人 704 (614)	人 7,274 (7,165)	人 2,080 (1,367)	人 15,478.0 (14,504.5)	% 2.22 (2.15)	企業 1,700 (1,549)	% 48.8 (46.1)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、E欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当た0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 平成28年6月2日以後に採用された者であること。

② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度身体障害者以外の身体障害者	D. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度知的障害者以外の知的障害者	D. 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	G. うち新規雇用分	H. 計 C+(D-E)×0.5+E			
民間企業	15,478.0 (14,504.5)	2,215 (2,042)	450 (376)	2,969 (2,809)	579 (518)	8,128.5 (7,528.0)	742.0 (623.5)	1,015 (979)	254 (238)	2,438 (2,270)	668 (584)	5,066.0 (4,758.0)	535.0 (548.5)	1,454 (1,282)	1,266 (1,069)	423 (804)	2,293.5 (2,218.5)	633.5 (665.5)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③E欄及び④F欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④F欄を算出するに当た0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注5に該当するものについては、1人分とカウントしている。

4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。

① 平成28年6月2日以後に採用された者であること。

② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数					④ 雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働者	C.重度以外の 身体障害者、知 覚的障害者及び 精神障害者(注 4)	D.重度以外 の身体障害者、知 覚的障害者及び 精神障害者(注 5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5				F.うち新規雇用分
規模計	3,486 (3,362)	698,006.0 (676,020.5)	3,230 (3,021)	704 (614)	7,274 (7,165)	2,080 (1,367)	15,478.0 (14,504.5)	1,910.5 (1,837.5)	2.22 (2.15)	1,700 (1,549)	48.8 (46.1)
45.5～100人未満	1,826 (1,750)	120,160.0 (115,187.0)	381 (327)	62 (65)	802 (824)	235 (141)	1,743.5 (1,613.5)	215.0 (222.0)	1.45 (1.40)	793 (718)	43.4 (41.0)
100～300人未満	1,232 (1,207)	184,218.0 (182,252.0)	807 (769)	322 (253)	1,714 (2,041)	1,147 (545)	4,223.5 (4,104.5)	726.0 (777.0)	2.29 (2.25)	685 (650)	55.6 (53.9)
300～500人未満	203 (187)	70,598.5 (64,914.0)	367 (331)	70 (57)	782 (663)	152 (118)	1,662.0 (1,441.0)	216.5 (135.0)	2.35 (2.22)	101 (74)	49.8 (39.6)
500～1000人未満	138 (132)	86,387.0 (82,042.5)	410 (379)	68 (56)	883 (783)	151 (128)	1,846.5 (1,661.0)	185.5 (177.5)	2.14 (2.02)	65 (54)	47.1 (40.9)
1,000人以上	87 (86)	236,642.5 (231,625.0)	1,265 (1,215)	182 (183)	3,093 (2,854)	395 (435)	6,002.5 (5,684.5)	567.5 (526.0)	2.54 (2.45)	56 (53)	64.4 (61.6)

注 1①⑦の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち、 (注5)に該当する労働者	F. 計 C+D-B×0.5+E	G. うち新規雇用分
規模計	15,478.0 (14,504.5)	2,215 (2,042)	450 (376)	2,959 (2,809)	579 (518)	8,128.5 (7,528.0)	742.0 (623.5)	1,015 (979)	254 (238)	2,438 (2,270)	668 (584)	535.0 (548.5)	1,454 (1,282)	1,256 (1,069)	423 (804)	2,293.5 (2,218.5)	633.5 (665.5)
45.5～100人未満	1,743.5 (1,613.5)	294 (257)	42 (48)	420 (414)	91 (74)	1,095.5 (1,013.0)	742.0 (623.5)	87 (70)	20 (17)	192 (170)	55 (53)	413.5 (353.5)	138 (142)	141 (112)	52 (98)	234.5 (247.0)	234.5 (247.0)
100～300人未満	4,223.5 (4,104.5)	632 (594)	210 (144)	841 (852)	231 (191)	2,430.5 (2,279.5)	742.0 (623.5)	175 (175)	112 (109)	354 (335)	352 (252)	992.0 (920.0)	362 (336)	721 (620)	157 (518)	801.0 (905.0)	801.0 (905.0)
300～500人未満	1,662.0 (1,441.0)	216 (190)	42 (33)	315 (260)	55 (45)	816.5 (695.5)	742.0 (623.5)	151 (141)	28 (24)	256 (234)	56 (53)	614.0 (566.5)	169 (143)	83 (46)	42 (26)	231.5 (179.0)	231.5 (179.0)
500～1000人未満	1,846.5 (1,661.0)	325 (295)	45 (38)	402 (356)	69 (57)	1,131.5 (1,012.5)	742.0 (623.5)	85 (84)	23 (18)	233 (211)	55 (39)	453.5 (416.5)	206 (172)	69 (76)	42 (44)	261.5 (232.0)	261.5 (232.0)
1,000人以上	6,002.5 (5,684.5)	748 (706)	111 (113)	981 (927)	133 (151)	2,654.5 (2,527.5)	742.0 (623.5)	517 (509)	71 (70)	1,403 (1,320)	150 (187)	2,583.0 (2,501.5)	579 (489)	242 (215)	130 (118)	785.0 (655.5)	785.0 (655.5)

注 1①②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の 算定基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働者	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者(注4)	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者(注 5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	3,486 (3,362)	698,006.0 (676,020.5)	3,230 (3,021)	704 (614)	7,274 (7,165)	2,080 (1,367)	15,478.0 (14,504.5)	1,910.5 (1,837.5)	2.22 (2.15)	1,700 (1,549)	48.8 (46.1)
農業、林業	5 (5)	605.0 (608.0)	3 (2)	0 (0)	4 (1)	1 (1)	10.5 (5.5)	1.0 (0.0)	1.74 (0.90)	3 (1)	60.0 (20.0)
漁業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
鉱業、採石 業、砂利採取 業	2 (2)	166.0 (161.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	2.41 (2.48)	2 (2)	100.0 (100.0)
建設業	124 (123)	12,779.0 (12,483.5)	56 (54)	5 (8)	85 (74)	3 (3)	203.5 (191.5)	24.0 (25.0)	1.59 (1.53)	53 (54)	42.7 (43.9)
製造業	1,057 (1,040)	202,915.5 (197,987.5)	1,013 (925)	78 (79)	2,071 (1,996)	184 (127)	4,267.0 (3,988.5)	370.0 (309.5)	2.10 (2.01)	550 (522)	52.0 (50.2)
食品・たばこ	136 (130)	36,141.5 (34,371.5)	176 (141)	29 (31)	526 (494)	85 (61)	949.5 (837.5)	116.5 (98.0)	2.63 (2.44)	83 (79)	61.0 (60.8)
繊維工業	15 (16)	2,176.0 (2,320.0)	9 (8)	0 (0)	18 (24)	3 (2)	37.5 (41.0)	2.5 (3.0)	1.72 (1.77)	7 (10)	46.7 (62.5)
木材・家具	6 (8)	590.5 (818.0)	0 (2)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	7.0 (12.0)	0.0 (1.0)	1.19 (1.47)	2 (4)	33.3 (50.0)
パルプ・紙・ 印刷	116 (116)	17,234.0 (18,332.5)	106 (100)	7 (6)	174 (196)	32 (23)	409.0 (413.5)	33.0 (25.0)	2.37 (2.26)	64 (58)	55.2 (50.0)
化学工業	101 (99)	15,281.5 (14,680.0)	59 (53)	5 (4)	130 (113)	15 (10)	260.5 (228.0)	33.0 (19.5)	1.70 (1.55)	44 (38)	43.6 (38.4)
窯業・土石	15 (15)	1,932.0 (1,967.0)	10 (9)	0 (0)	18 (17)	0 (1)	38.0 (35.5)	2.0 (3.5)	1.97 (1.80)	7 (8)	46.7 (53.3)
鉄鋼	19 (21)	2,204.5 (2,346.0)	11 (10)	0 (1)	28 (25)	0 (0)	50.0 (46.0)	6.0 (8.0)	2.27 (1.96)	12 (13)	63.2 (61.9)
非鉄金属	24 (25)	2,480.5 (2,490.5)	10 (9)	0 (1)	14 (13)	0 (1)	34.0 (32.5)	3.0 (1.5)	1.37 (1.30)	12 (13)	50.0 (52.0)
金属製品	118 (114)	10,200.0 (9,943.0)	32 (29)	1 (1)	98 (89)	3 (4)	164.5 (150.0)	21.0 (15.0)	1.61 (1.51)	52 (48)	44.1 (42.1)
電気機械	109 (107)	22,424.5 (21,281.5)	121 (111)	5 (9)	189 (182)	12 (6)	442.0 (416.0)	26.0 (20.0)	1.97 (1.95)	56 (54)	51.4 (50.5)
その他機械	242 (235)	60,635.5 (59,548.5)	306 (294)	17 (17)	570 (546)	22 (7)	1,210.0 (1,154.5)	87.5 (67.5)	2.00 (1.94)	121 (115)	50.0 (48.9)
その他	156 (154)	31,615.0 (29,889.0)	173 (159)	14 (9)	299 (289)	12 (12)	665.0 (622.0)	39.5 (47.5)	2.10 (2.08)	90 (82)	57.7 (53.2)
電気・ガス・熱 供給・水道業	13 (15)	2,269.5 (2,379.5)	10 (9)	2 (0)	14 (11)	2 (2)	37.0 (30.0)	7.5 (2.0)	1.63 (1.26)	6 (4)	46.2 (26.7)
情報通信業	48 (47)	8,234.5 (8,020.5)	31 (30)	1 (0)	78 (69)	3 (5)	142.5 (131.5)	33.5 (11.0)	1.73 (1.64)	21 (23)	43.8 (48.9)
運輸業、郵便 業	390 (365)	70,350.5 (67,832.5)	330 (305)	53 (50)	767 (695)	101 (105)	1,530.5 (1,407.5)	197.5 (159.5)	2.18 (2.07)	196 (173)	50.3 (47.4)
卸売・小売業	416 (399)	137,382.0 (132,626.0)	571 (541)	115 (109)	1,592 (1,462)	273 (282)	2,985.5 (2,794.0)	333.5 (312.5)	2.17 (2.11)	168 (145)	40.4 (36.3)
金融業、保険 業	18 (18)	9,258.5 (9,307.0)	46 (46)	6 (5)	90 (75)	9 (11)	192.5 (177.5)	17.5 (20.5)	2.08 (1.91)	5 (5)	27.8 (27.8)
不動産業、物 品賃貸業	52 (47)	11,196.0 (10,767.0)	50 (49)	5 (5)	87 (76)	10 (12)	197.0 (185.0)	18.5 (22.0)	1.76 (1.72)	15 (16)	28.8 (34.0)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	42 (40)	3,991.0 (3,957.5)	17 (14)	1 (4)	19 (18)	5 (5)	56.5 (52.5)	5.0 (6.5)	1.42 (1.33)	19 (17)	45.2 (42.5)
宿泊業、飲食 サービス業	55 (50)	18,252.5 (18,255.0)	71 (73)	44 (47)	323 (324)	79 (99)	548.5 (566.5)	38.5 (44.0)	3.01 (3.10)	29 (22)	52.7 (44.0)
生活関連 サービス業、 娯楽業	113 (108)	11,988.0 (11,541.5)	63 (49)	10 (11)	112 (114)	27 (28)	261.5 (237.0)	36.0 (33.0)	2.18 (2.05)	48 (45)	42.5 (41.7)
教育・ 学習支援業	79 (76)	19,922.5 (19,047.0)	84 (76)	17 (12)	136 (132)	16 (12)	329.0 (302.0)	30.5 (30.5)	1.65 (1.59)	23 (23)	29.1 (30.3)
医療、福祉	680 (654)	119,142.5 (113,809.5)	564 (534)	305 (229)	1,213 (1,511)	1,201 (526)	3,246.5 (3,071.0)	651.5 (709.0)	2.72 (2.70)	385 (336)	56.6 (51.4)
複合サービス 事業	22 (21)	14,195.5 (13,508.5)	64 (60)	15 (14)	131 (125)	50 (49)	299.0 (283.5)	22.5 (19.0)	2.11 (2.10)	7 (7)	31.8 (33.3)
サービス業	370 (352)	55,357.5 (53,729.0)	255 (252)	47 (41)	552 (482)	116 (100)	1,167.0 (1,077.0)	123.5 (133.5)	2.11 (2.00)	170 (154)	45.9 (43.8)

注 1 ①④の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者以外 の身体障害者	C. 重度以外の 身体障害者で ある労働者	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障害 者	B. 重度知的障害 者である労働者	C. 重度以外の 知的障害者で ある労働者	D. 重度以外の 知的障害者 である労働者	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用 分	C. 精神障害者	D. 精神障害者 である労働者	E. 計 C+D×0.5	F. うち新規雇用 分		
産業計	15,478.0 (14,504.5)	2,215 (2,042)	450 (376)	8,128.5 (7,528.0)	742.0 (623.5)	1,015 (979)	254 (238)	2,438 (2,270)	668 (584)	5,056.0 (4,758.0)	535.0 (548.5)	1,454 (1,282)	1,256 (1,069)	2,293.5 (2,218.5)	633.5 (665.5)		
農業、林業	10.5 (5.5)	2 (2)	0 (0)	6.0 (5.0)		1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)		0 (0)	1 (1)	0 (0.5)			
漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0.0)			
鉱業、採石業、 砂利採取業	4.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0.0)			
建設業	203.5 (191.5)	45 (47)	5 (7)	147.5 (150.5)		11 (7)	0 (1)	12 (10)	0 (0)	34.0 (25.0)		20 (16)	2 (0)	22.0 (16.0)			
製造業	4,267.0 (3,988.5)	779 (706)	51 (54)	2,650.0 (2,484.5)		234 (219)	27 (25)	629 (607)	55 (45)	1151.5 (1092.5)		393 (342)	102 (82)	465.5 (411.5)			
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	37.0 (30.0)	10 (9)	2 (0)	31.0 (25.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		4 (4)	1 (0)	5.0 (4.0)			
情報通信業	142.5 (131.5)	27 (26)	1 (0)	86.0 (85.5)		4 (4)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	12.0 (10.0)		37 (31)	8 (5)	44.5 (36.0)			
運輸業、郵便 業	1,530.5 (1,407.5)	218 (185)	39 (33)	846.5 (747.0)		112 (120)	14 (17)	234 (217)	34 (38)	489.0 (493.0)		144 (130)	61 (49)	195.0 (167.5)			
卸売・小売業	2,985.5 (2,794.0)	306 (291)	69 (66)	1,144.0 (1,089.0)		265 (250)	46 (43)	780 (698)	95 (107)	1,403.5 (1,294.5)		307 (286)	178 (165)	438.0 (410.5)			
金融業、保険 業	192.5 (177.5)	40 (41)	6 (5)	138.5 (133.5)		6 (5)	0 (0)	15 (13)	0 (0)	27.0 (23.0)		26 (17)	1 (4)	27.0 (21.0)			
不動産業、物 品賃貸業	197.0 (185.0)	43 (42)	5 (5)	138.0 (129.5)		7 (7)	0 (0)	9 (12)	3 (4)	24.5 (28.0)		28 (24)	8 (6)	34.5 (27.5)			
学術研究、専 門・技術サービ ス業	56.5 (52.5)	14 (13)	1 (4)	41.5 (44.5)		3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	9.0 (3.0)		5 (4)	2 (2)	6.0 (5.0)			
宿泊業、飲食 サービス業	548.5 (506.5)	34 (31)	15 (17)	145.0 (136.0)		37 (42)	29 (30)	244 (248)	52 (65)	373.0 (394.5)		19 (23)	15 (19)	30.5 (36.0)			
生活関連サー ビス業、娯楽業	261.5 (237.0)	31 (21)	5 (7)	93.0 (82.5)		32 (28)	5 (4)	59 (59)	12 (10)	134.0 (124.0)		21 (21)	16 (13)	34.5 (30.5)			
教育・学習支 援業	329.0 (302.0)	76 (68)	16 (10)	260.5 (232.0)		8 (8)	1 (2)	17 (15)	3 (4)	35.5 (35.0)		27 (27)	7 (9)	33.0 (35.0)			
医療、福祉	3,246.5 (3,071.0)	394 (367)	191 (130)	1,590.0 (1,423.0)		170 (167)	114 (99)	247 (216)	373 (271)	887.5 (784.5)		290 (243)	785 (658)	769.0 (863.5)			
複合サービス 事業	299.0 (283.5)	33 (35)	6 (5)	124.5 (125.0)		31 (25)	9 (9)	61 (60)	29 (29)	146.5 (133.5)		14 (14)	20 (17)	28.0 (25.0)			
サービス業	1,167.0 (1,077.0)	161 (156)	38 (33)	682.5 (631.5)		94 (96)	9 (8)	121 (111)	12 (11)	324.0 (316.5)		119 (100)	49 (39)	160.5 (129.0)			

注 1 ①②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況 (障害種別)

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E.Dのうち、(注5)に該当する労働者	F. 計 C+(D-E)×0.5+E
製造業計	4,267.0 (3,988.5)	779 (54)	1,006 (990)	70 (57)	2,650.0 (2,484.5)	234 (219)	27 (25)	629 (607)	55 (45)	1,151.5 (1,092.5)	393 (342)	102 (82)	43 (57)	465.5 (411.5)
食料品・たばこ	949.5 (837.5)	18 (19)	145 (140)	21 (20)	353.5 (305.0)	86 (73)	11 (12)	287 (277)	35 (26)	487.5 (448.0)	84 (62)	39 (30)	10 (15)	108.5 (84.5)
繊維工業	37.5 (41.0)	8 (7)	13 (17)	2 (2)	30.0 (32.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	1 (0)	5.5 (5.0)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	2.0 (4.0)
木材・家具	7.0 (12.0)	0 (2)	5 (5)	0 (0)	5.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1.0 (2.0)
パルプ・紙・印刷	409.0 (413.5)	92 (85)	89 (95)	9 (9)	282.5 (273.5)	14 (15)	2 (2)	44 (57)	7 (9)	77.5 (93.5)	36 (35)	21 (14)	5 (9)	49.0 (46.5)
化学工業	260.5 (228.0)	45 (41)	73 (69)	10 (7)	170.0 (156.5)	14 (12)	3 (2)	26 (18)	4 (2)	59.0 (45.0)	24 (23)	8 (4)	7 (3)	31.5 (26.5)
窯業・土石	38.0 (35.5)	10 (9)	12 (10)	0 (1)	32.0 (28.5)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	3.0 (4.0)	3 (1)	0 (2)	0 (2)	3.0 (3.0)
鉄鋼	50.0 (46.0)	9 (9)	24 (20)	0 (0)	42.0 (39.0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	4.0 (3.0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)
非鉄金属	34.0 (32.5)	9 (8)	10 (10)	0 (0)	28.0 (26.0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2.0 (3.5)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)
金属製品	164.5 (150.0)	19 (16)	48 (48)	2 (3)	88.0 (82.5)	13 (13)	0 (0)	28 (26)	1 (0)	54.5 (52.0)	20 (14)	2 (2)	2 (1)	22.0 (15.5)
電気機械	442.0 (416.0)	110 (101)	114 (111)	12 (5)	344.0 (323.5)	11 (10)	1 (1)	25 (23)	0 (1)	48.0 (44.5)	49 (47)	1 (1)	1 (1)	50.0 (48.0)
その他機械	1,210.0 (1,154.5)	257 (244)	312 (304)	8 (4)	841.0 (805.0)	49 (50)	6 (6)	141 (126)	3 (1)	246.5 (232.5)	105 (98)	23 (20)	12 (18)	122.5 (117.0)
その他	665.0 (622.0)	130 (116)	161 (161)	6 (6)	434.0 (404.0)	43 (43)	4 (1)	71 (71)	4 (5)	163.0 (160.5)	62 (52)	7 (6)	5 (5)	68.0 (57.5)

注 1 (1) ②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)			実雇用率(%)			法定雇用率達成企業の割合(%)		
	埼玉県	全 国		埼玉県	全 国		埼玉県	全 国	
	対前年増減		対前年増減	対前年増減		対前年増減	対前年増減		対前年増減
平成 17 年	5,728	542	269,066	1.41	1.49	0.03	39.3	42.1	0.4
18	5,844.0	116.0	283,750.5	1.45	1.52	0.03	39.9	43.4	1.3
19	6,599.5	755.5	302,716.0	1.46	1.55	0.03	40.1	43.8	0.4
20	7,064.0	464.5	325,603.0	1.50	1.59	0.04	41.0	44.9	1.1
21	7,415.0	351.0	332,811.5	1.54	1.63	0.04	41.6	45.5	0.6
22	7,817.5	402.5	342,973.5	1.59	1.68	0.05	40.4	47.0	1.5
23	8,403.5	586.0	366,199.0	1.51	1.65	△ 0.03	39.0	45.3	△ 1.7
24	9,166.0	762.5	382,363.5	1.62	1.69	0.04	43.9	46.8	1.5
25	10,372.0	1,206.0	408,947.5	1.71	1.76	0.07	39.9	42.7	△ 4.1
26	11,066.0	694.0	431,225.5	1.80	1.82	0.06	43.7	44.7	2.0
27	11,531.0	465.0	453,133.5	1.86	1.88	0.06	45.8	47.2	2.5
28	11,984.0	453.0	474,374.0	1.93	1.92	0.04	49.0	48.8	1.6
29	12,912.5	928.5	495,795.0	2.01	1.97	0.05	49.4	50.0	1.2
30	14,504.5	1,592.0	534,769.5	2.15	2.05	0.08	46.1	45.9	△ 4.1
令和 元	15,478.0	973.5	560,608.5	2.22	2.11	0.06	48.8	48.0	2.1

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降平成22年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者

〔重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年以降

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者

〔重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①平成28年6月2日以降に採用された者であること

②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上
規模計	1,786 (100.0%)	1,266 (70.9%)	329 (18.4%)	103 (5.8%)	48 (2.7%)	37 (2.1%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
45.5-100人未満	1,033 (100.0%)	989 (95.7%)	44 (4.3%)	— —	— —	— —	— —	960 (92.9%)
100-300人未満	547 (100.0%)	237 (43.3%)	235 (43.0%)	53 (9.7%)	18 (3.3%)	4 (0.7%)	— —	172 (31.4%)
300-500人未満	102 (100.0%)	27 (26.5%)	24 (23.5%)	29 (28.4%)	11 (10.8%)	11 (10.8%)	— —	0 (0.0%)
500-1,000人未満	73 (100.0%)	11 (15.1%)	20 (27.4%)	14 (19.2%)	12 (16.4%)	16 (21.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	31 (100.0%)	2 (6.5%)	6 (19.4%)	7 (22.6%)	7 (22.6%)	6 (19.4%)	3 (9.7%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

<詳細表>

2 地方公共団体における在职状況

(1) 埼玉県内の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数			④ 雇用率 ③÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者 数	B. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者 数	C. 重度以外の身 体障害者及び 知的障害者 数			
計	6 (6)	10,877.0 (10,459.0)	82 (79)	5 (3)	108 (99)	19.5 (13.5)	6 (5)	100.0 (83.3)
知事部局	1 (1)	7,416.5 (7,202.5)	60 (60)	3 (3)	77 (68)	11.0 (2.5)	1 (1)	100.0 (100.0)
その他の機関	5 (5)	3,460.5 (3,256.5)	22 (19)	2 (0)	31 (31)	8.5 (11.0)	5 (4)	100.0 (80.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元にした除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」についても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。

注4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注5 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注6 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

注7 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注8 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注9 機関名については、後記、3.公共機関の状況の(1)①参照

② 障害種別在职状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者 数	B. 重度身体障害者である 短時間勤務職員	C. 重度以外の 身体障害者 数	D. 重度以外の 身体障害者である 短時間勤務職員	E. 計 A+B+C+D×0.5	F. 計 A×2+B+C+D×0.5	G. 計 A×2+B+C+D×0.5	H. 計 A×2+B+C+D×0.5	I. 計 A×2+B+C+D×0.5	J. 計 A×2+B+C+D×0.5	K. 計 A×2+B+C+D×0.5	L. 計 A×2+B+C+D×0.5	M. 計 A×2+B+C+D×0.5	N. 計 A×2+B+C+D×0.5	
計	293.0 (273.5)	82 (79)	4 (3)	89 (94)	17 (13)	265.5 (261.5)	11.5 (11.5)	0 (0)	1 (0)	11 (10)	6.5 (5.0)	2 (2)	21.0 (7.0)	7.0 (1.0)		
知事部局	203.0 (192.5)	60 (60)	3 (3)	62 (66)	6 (3)	188.0 (190.5)	5.0 (2.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	15 (2)	0 (0)	6.0 (0.0)		
その他の機関	90.0 (81.0)	22 (19)	1 (0)	27 (28)	11 (10)	77.5 (71.0)	6.5 (9.0)	0 (0)	1 (0)	11 (10)	6.5 (5.0)	2 (2)	6.0 (5.0)	1.0 (1.0)		

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及びF欄の計である。

注2 ②③A欄の「重度身体障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③C欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びにD欄の精神障害者(注5を参照に該当する者を除く。)」である。短時間勤務職員については法律上、1人をお5人に相当するものに当たり0.5カウントとし、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注5 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注6 ②③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

① 概況

① 機関数	② 法定雇用原業者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 法定雇用率 E=②×100 E≧200	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合			
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者の障害者(注5)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者の障害者(注5)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者の障害者(注5)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者の障害者(注5)						
区分		人	人	人	人	計 A×2+B+C+D 0.5	人	%	%		
市町村の機関	95 (97)	48,402.5 (44,324.0)	340 (332)	14 (14)	437 (384)	23 (21)	1,142.5 (1,072.5)	64.0 (38.0)	2.36 (2.42)	62 (78)	65.3 (80.4)

注 2(1)①の表の注1～7と同じ。機関名については、後記、3.公的機関の状況の(1)②a～d参照

(2) 障害種別在職状況

① 区分	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数										
	A. 重度身体障害者 の障害者 （注5）	B. 重度身体障害者 の障害者 （注5）	C. 重度以外の身体 障害者 （注5）	A. 重度知的障害者 の障害者 （注5）	B. 重度以外の知的 障害者 （注5）	C. 重度以外の知的 障害者 （注5）	D. 精神障害者 の障害者 （注5）	E. 精神障害者 の障害者 （注5）	F. 精神障害者 の障害者 （注5）								
市町村の機関	1142.5 (1073.0)	337 (330)	14 (14)	316 (308)	21 (19)	1,014.5 (991.5)	39.5 (23.0)	3 (2)	0 (0)	13 (7)	2 (0)	20.0 (11.0)	8.5 (7.0)	99 (65)	9 (4)	108.0 (70.0)	16.0 (8.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数		③ 障害者の数			④ 求雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者又は重度知的障害者である近親者(注4)	C. 重度以外の身体障害者又は知的障害者である近親者(注4)	D. 重度以外の身体障害者又は知的障害者である近親者である近親者(注5)	E. 計 A+B+C+D ×0.5			
計	3 (3)	36,185.0 (30,962.0)	42 (36)	227 (223)	72 (52)	595.0 (49.5)	1.64 (1.75)	1 (1)	33.3 (33.3)
埼玉県教育委員会	1 (1)	30,264.5 (25,936.5)	40 (33)	172 (169)	69 (49)	478.5 (430.5)	1.58 (1.66)	0 (0)	0.0 (0.0)
市町村教育委員会	2 (2)	5,920.5 (5,025.5)	2 (3)	55 (54)	3 (3)	116.5 (112.5)	1.97 (2.24)	1 (1)	50.0 (50.0)

注 2(1)①の表の注1～7と同じ。機関名については、後記、3公的機関の状況の(2) 参照

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	A. 重度身体障害者 である近親者 職員	B. 重度身体障害者 である近親者 職員	C. 重度以外の身体 障害者である近親者 職員	D. 重度以外の身体 障害者である近親者 職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. 計 A×2+B+C+D×0.5	G. 重度以外の知的 障害者である近親者 職員	H. 重度以外の知的 障害者である近親者 職員	I. 計 A×2+B+C+D×0.5	J. 計 A×2+B+C+D×0.5	K. 精神障害者 である近親者 職員	L. 精神障害者 である近親者 職員	M. 計 C+D×0.5+E	N. 計 C+D×0.5+E			
計	595.0 (543.0)	143 (128)	36 (28)	164 (153)	34 (30)	503.0 (452.0)	2 (1)	6 (8)	3 (3)	20 (19)	23.0 (22.5)	12.0 (14.0)	34 (23)	44 (47)	26.0 (44.0)	69.0 (68.5)	18.0 (13.5)
埼玉県教育委員会	478.5 (430.5)	116 (102)	34 (25)	124 (111)	31 (27)	405.5 (353.5)	0 (0)	6 (8)	0 (0)	20 (19)	16.0 (17.5)	10.0 (14.0)	22 (14)	44 (47)	26.0 (44.0)	57.0 (59.5)	15.0 (13.5)
市町村教育委員会	116.5 (112.5)	27 (26)	2 (3)	40 (42)	3 (3)	97.5 (98.5)	2 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	7.0 (5.0)	2.0 (0.0)	12 (9)	0 (0)	0.0 (0.0)	12.0 (9.0)	3.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 公的機関の状況

(1) 地方公共団体の状況（法定雇用率2.5%）

① 埼玉県の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	10,877.0	293.0	2.69	0.0	
埼玉県知事部局	7,416.5	203.0	2.74	0.0	
埼玉県企業局	422.0	11.0	2.61	0.0	
埼玉県病院局	1,299.0	36.0	2.77	0.0	
埼玉県下水道局	122.0	3.0	2.46	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,551.0	38.0	2.45	0.0	

② 市町村の機関の状況

a 市長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	48,402.5	1,142.5	2.36	108.0	
市長部局の機関小計	39,719.5	931.0	2.34	88.5	
川越市	3,078.5	73.0	2.37	3.0	特例認定(注5)
熊谷市	1,220.0	30.5	2.50	0.0	特例認定(注5)
川口市	2,739.5	52.5	1.92	15.5	
さいたま市	5,564.0	138.5	2.49	0.5	不足解消(注4①)
行田市	552.5	13.0	2.35	0.0	特例認定(注5)
秩父市	636.0	20.0	3.14	0.0	
所沢市	1,657.0	43.0	2.60	0.0	特例認定(注5)
飯能市	470.0	12.0	2.55	0.0	
加須市	1,018.5	21.5	2.11	3.5	特例認定(注5)
本庄市	664.0	17.0	2.56	0.0	特例認定(注5)
東松山市	750.5	19.0	2.53	0.0	特例認定(注5)
春日部市	1,303.5	32.0	2.45	0.0	特例認定(注5)
狭山市	1,001.0	26.0	2.60	0.0	特例認定(注5)
羽生市	435.5	8.0	1.84	2.0	特例認定(注5)
鴻巣市	586.5	15.0	2.56	0.0	
深谷市	760.5	18.0	2.37	1.0	特例認定(注5)
上尾市	1,048.0	26.0	2.48	0.0	特例認定(注5)
草加市	1,980.0	30.0	1.52	19.0	特例認定(注5)
越谷市	2,079.5	38.0	1.83	13.0	特例認定(注5)
蕨市	400.0	7.0	1.75	3.0	
戸田市	858.0	7.0	0.82	14.0	
入間市	812.5	20.5	2.52	0.0	
白岡市	389.5	8.0	2.05	1.0	特例認定(注5)
朝霞市	729.0	26.0	3.57	0.0	特例認定(注5)
志木市	382.0	11.0	2.88	0.0	特例認定(注5)
和光市	580.5	10.0	1.72	4.0	特例認定(注5)
新座市	819.5	19.0	2.32	1.0	特例認定(注5)
桶川市	373.0	10.0	2.68	0.0	
久喜市	928.5	31.0	3.34	0.0	特例認定(注5)
北本市	460.5	10.0	2.17	1.0	特例認定(注5)
八潮市	635.0	14.0	2.20	1.0	特例認定(注5)
富士見市	807.5	22.5	2.79	0.0	特例認定(注5)
ふじみ野市	574.0	16.0	2.79	0.0	特例認定(注5)
三郷市	1,002.5	20.0	2.00	5.0	特例認定(注5)
蓮田市	338.0	9.0	2.66	0.0	特例認定(注5)
坂戸市	664.5	18.0	2.71	0.0	特例認定(注5)
幸手市	321.5	7.0	2.18	1.0	特例認定(注5)
鶴ヶ島市	320.0	13.0	4.06	0.0	
日高市	348.0	9.0	2.59	0.0	特例認定(注5)
吉川市	430.5	10.0	2.32	0.0	特例認定(注5)

b 町村長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
町村長部局の機関小計	3,841.0	93.5	2.43	7.5	
伊奈町	266.5	6.0	2.25	0.0	特例認定(注5)
三芳町	264.0	7.0	2.65	0.0	特例認定(注5)
毛呂山町	285.0	7.0	2.46	0.0	特例認定(注5)
越生町	105.0	4.0	3.81	0.0	特例認定(注5)
滑川町	172.0	3.0	1.74	1.0	特例認定(注5)
嵐山町	117.0	1.0	0.85	1.0	
小川町	287.0	9.0	3.14	0.0	特例認定(注5)
ときがわ町	126.0	2.0	1.59	1.0	不足解消(注4②)
川島町	165.0	4.0	2.42	0.0	特例認定(注5)
吉見町	131.0	3.0	2.29	0.0	
鳩山町	105.0	4.0	3.81	0.0	
横瀬町	85.5	2.0	2.34	0.0	
皆野町	68.0	2.0	2.94	0.0	
長瀬町	72.5	0.0	0.00	1.0	
小鹿野町	170.5	3.0	1.76	1.0	不足解消(注4③)
東秩父村	86.0	3.0	3.49	0.0	
美里町	116.0	4.0	3.45	0.0	特例認定(注5)
神川町	120.5	2.0	1.66	1.0	
上里町	158.5	5.0	3.15	0.0	
寄居町	232.0	4.5	1.94	0.5	不足解消(注4④)
宮代町	176.5	3.0	1.70	1.0	
杉戸町	347.0	9.0	2.59	0.0	特例認定(注5)
松伏町	184.5	6.0	3.25	0.0	

c 市町村教育委員会の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	1,909.0	49.0	2.57	4.0	
秩父市教育委員会	123.0	4.0	3.25	0.0	
所沢市教育委員会	227.0	6.0	2.64	0.0	
飯能市教育委員会	68.0	5.0	7.35	0.0	
鴻巣市教育委員会	74.5	2.0	2.68	0.0	
上尾市教育委員会	252.0	8.0	3.17	0.0	
越谷市教育委員会	316.5	6.0	1.90	1.0	
蕨市教育委員会	79.0	1.0	1.27	0.0	
戸田市教育委員会	99.5	1.0	1.01	1.0	
入間市教育委員会	300.5	7.0	2.33	0.0	
桶川市教育委員会	53.5	2.0	3.74	0.0	
鶴ヶ島市教育委員会	41.5	3.0	7.23	0.0	
日高市教育委員会	102.0	3.0	2.94	0.0	
ときがわ町教育委員会	43.5	1.0	2.30	0.0	
皆野町教育委員会	65.5	0.0	0.00	1.0	不足解消(注4⑤)
小鹿野町教育委員会	63.0	0.0	0.00	1.0	不足解消(注4⑥)

d 市町村その他の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	2,933.0	69.0	2.35	8.0	
さいたま市水道局	398.5	12.0	3.01	0.0	
越谷・松伏水道企業団	102.0	2.0	1.96	0.0	
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	54.0	1.0	1.85	0.0	
川口市上下水道局	185.0	8.0	4.32	0.0	
所沢市上下水道局	141.0	3.0	2.13	0.0	
東埼玉資源環境組合	43.0	1.0	2.33	0.0	
川口市立医療センター	443.5	11.0	2.48	0.0	
春日部市立医療センター	336.0	5.0	1.49	3.0	
さいたま市立病院	391.0	11.0	2.81	0.0	
草加市立病院	328.5	5.0	1.52	3.0	
秩父市立病院	113.5	1.0	0.88	1.0	不足解消(注4⑦))
蕨市立病院	109.0	3.0	2.75	0.0	
入間市上下水道部	42.5	2.0	4.71	0.0	
桶川北本水道企業団	40.0	1.0	2.50	0.0	
朝霞地区一部事務組合	56.5	1.0	1.77	0.0	
国保町立小鹿野中央病院	94.0	1.0	1.06	1.0	
熊谷市上下水道事業	55.0	1.0	1.82	0.0	

(2) 埼玉県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	36,185.0	595.0	1.64	276.0	
埼玉県教育委員会	30,264.5	478.5	1.58	247.5	
川口市教育委員会	575.5	17.0	2.95	0.0	
さいたま市教育委員会	5,345.0	99.5	1.86	28.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成28年6月2日以降に採用された者又は平成28年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

- 注 4 ①さいたま市においては、11月1日時点において、障害者の数139.5人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。
 ②ときがわ町においては、10月1日時点において、障害者の数4.0人、実雇用率3.16%、不足数0.0人となっている。
 ③小鹿野町においては、10月1日時点において、障害者の数4.0人、実雇用率2.42%、不足数0.0人となっている。
 ④寄居町においては、12月12日時点において、障害者の数5.5人、実雇用率2.39%、不足数0.0人となっている。
 ⑤皆野町教育委員会においては、11月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.77%、不足数0.0人となっている。
 ⑥小鹿野町教育委員会においては、12月9日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.59%、不足数0.0人となっている。
 ⑦秩父市立病院においては、11月1日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率1.80%、不足数0.0人となっている。
- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。
 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日
川越市	川越市教育委員会	26.3.26	久喜市	久喜市教育委員会	20.7.8
	川越市上下水道局		北本市	北本市教育委員会	30.11.26
熊谷市	熊谷市教育委員会	31.2.1	八潮市	八潮市教育委員会	29.9.4
行田市	行田市教育委員会	20.10.28		八潮市水道部	
所沢市	所沢市市民医療センター	24.5.30	富士見市	富士見市教育委員会	20.8.7
加須市	加須市教育委員会	18.3.17	ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会	19.12.17
本庄市	本庄市教育委員会	30.11.26	三郷市	三郷市教育委員会	20.7.15
東松山市	東松山市教育委員会	20.3.25	蓮田市	蓮田市教育委員会	18.11.24
	東松山市立市民病院		坂戸市	坂戸市教育委員会	25.3.27
	東松山市水道事業		幸手市	幸手市教育委員会	20.7.8
	東松山市下水道事業	1.5.21	日高市	日高市議会事務局	25.12.12
春日部市	春日部市教育委員会	23.12.7	吉川市	吉川市教育委員会	19.10.23
狭山市	狭山市教育委員会	16.3.19	白岡市	白岡市教育委員会	19.7.23
	狭山市上下水道事業	31.3.18	伊奈町	伊奈町教育委員会	20.7.15
羽生市	羽生市教育委員会	18.3.22		伊奈町議会事務局	29.5.24
深谷市	深谷市教育委員会	20.9.10	三芳町	三芳町教育委員会	27.3.17
上尾市	上尾市上下水道部	25.5.10	毛呂山町	毛呂山町教育委員会	15.8.4
草加市	草加市教育委員会	17.1.21	越生町	越生町教育委員会	19.9.11
	草加市水道事業	24.8.29	滑川町	滑川町教育委員会	29.9.15
越谷市	越谷市立病院	25.5.30	小川町	小川町教育委員会	15.8.4
朝霞市	朝霞市教育委員会	18.3.17	川島町	川島町教育委員会	15.12.26
志木市	志木市教育委員会	23.11.25	美里町	美里町教育委員会	18.11.20
和光市	和光市教育委員会	19.12.17	杉戸町	杉戸町教育委員会	20.8.22
新座市	新座市教育委員会	20.11.26			

(3) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	408.5	8.5	2.08	1.0	
公立大学法人埼玉県立大学	158.0	3.5	2.22	0.0	
埼玉県住宅供給公社	250.5	5.0	2.00	1.0	不足解消(注4①)

注 1 表(3)の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成28年6月2日以降に採用された者又は平成28年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①埼玉県住宅供給公社においては、12月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となっている。

5 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。